



国と地方自治体は「対等」な関係 都道府県や市町村

地方自治体の自主性・自立性を奪う



地方自治法の 改正は直ちに 廃止を！

昭和22年（1947）4月17日地方自治法が公布され、日本国憲法と同時に施行されました。

第8章に「地方自治」の章を設けています。日本国憲法の規定に基づく地方自治法は、地域住民の政治参加の権利を保障し、地方自治体の自主性・自立性を強化を図っています。それまで官僚の選任であった都道府県知事も、地域住民の直接投票で選ばれることになり、都道府県は、市町村と同じ、普通地方公共団体となりました。

地方議会の地位・権限が強化されたほか、住民の直接請求や監査請求権、住民訴訟などの規定が設けられ、憲法第92条のいう「地方自治の本旨」の徹底した具体化が図られてきました。今、この改変が図られています。日頃あまり眼にしない地方自治の法律を見てみましょう。

仁木氏講演より

憲法第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

地方自治法 第一編 総則

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

改正された中身と問題点

「第11章 情報システム」と「第14章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」を新設するなど、「補充的指示権」を規定し、地方自治法に大きな変更を加えるものです。

(1) 最大の問題「補充的指示権」

法案の最大の問題は「補充的指示権」です。各大臣が、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に」、自ら「生命等の保護の措置」を講じ、また適切と認める自治体に対し、同措置を講じるよう「必要な指示」ができるようにするものです。しかし、当該指示の要件は抽象度が高く、法定受託事務だけでなく、自治事務にも適用可能なもので、指示の対象事務の範囲は相当広いものになります。

その手続も、「閣議の決定」を経てとされており、これでは、指示の政治的性格を強めるだけです。修正によって、事後に「国会に報告」するものとされましたが、権限濫用の歯止めとして十分とはいえません。また、この指示権は、自治体の事務処理を待たず、そのため事務処理が適法・違法であるを問わず、国が判断し指示することを認めるもので、住民に身近な自治体よりも、国の方が適切な判断を下せるという不適切な前提に立っています。

むしろ、指示は、自治体に無用な混乱を招くものになってしまいます。武力攻撃事態法や国民保護法に定める指示権の発動要件に至らない重大影響事態に適用されることも想定され、「武力攻撃」にかかわって活用されることも排除できず、憲法の平和主義を蹂躪し、憲法「改正」ではなく、地方自治法「改正」によって、緊急事態条項を定めるもののように考えられます。

(2) デジタル化による「効率化」

新設される第11章では、デジタル化の最大の目的である「効率化」が目指されています。また、「国と協力」した「最適化」であって、個々の自治体にとっての最適化ではなく、国にとっての最適化が目指される可能性があります。

さらに、第16章では、「指定地域共同活動団体」が規定されます。他の民間団体と協力してこれらのサービスを提供すれば足りるという考えです。市町村が新しく規定される「指定地域共同活動団体」と、委託について随意契約や、行政財産を貸し付けることができるといった優遇措置をとれることを規定し、条例の定め方にもよるものの、行政の民間化を一層推進するものになりかねません。

3. 地方自治を守り、活かすために

★自治体(地方公共団体)の役割を学び知らせる

★「地方自治の本旨」の意味を学び知らせる

(1)「住民自治」…「住民自治」は、地方自治が住民の意思に基づいて行われるということ

(2)「団体自治」…「団体自治」は、地方自治が国から独立した団体に委ねられているということ

地方自治改変は、自治体・自治体職員だけの問題ではなく、住民自治破壊の前触れではないでしょうか。

熊取・住民提案協働事業



「子どもレストラン」訪問記

2024年6月13日・木曜日。

久しぶりの現地見学は、大阪府熊取町の住民と行政の協働事業第166回目の「子どもレストラン」。

JR阪和線「熊取駅」からバスで約20分、長池自治会集会場・老人憩いの家が今日の会場。開場の6時半前に子どもたちの長い列。

本日のメニューは「酢豚・椎茸の肉詰め・エビフライ・アスパラとウインナーの炒め物」にご飯とわかめ豊富な中華スープと豪華なデイナー。

参加者に配られているニュースには、食材の栄養価がメモされています。今回は中華スープに混ぜている「アスパラ」。アスパラに含まれるポリフェノールの一種ルチンは、毛細血管を強くし血流を改善するので、高血圧や動脈硬化を予防し、脳卒中や心臓疾患の抑止効果がある…とのこと。ちょっとした健康情報を伝える優しさが伝わってきます。

この日の参加者は子ども72人・大人45人に、お手伝いのボランティアさん10人。

食事代は、子ども100円。大人300円。

会場で食べるだけではなく、持ち帰りも100食準備するそう、これが好評。

ざ〜と見渡したところ、西成子ども食堂とは雰囲気が違う、と気が付きました。生活困窮…というより、美味しくて優しく、ホッと子どもたちの寄り場と言う感じです。

団地の人々に愛され支持されて、月2回のレストランが8年目に入っています。若い男性ボランティアが3〜4人、いそいそと働いていて、将来があるな〜と思いました。

食べること・話すこと・笑って・笑って…、人も地域も健康です。平和です。



熊取「子どもレストラン」は、行政熊取町との協働事業制度の一つとして実施されています。スタートから8年間、地域からの信頼と期待を受け、発展してきました。

現在熊取町には、3か所の子ども食堂が運営されています。この制度の主旨を、熊取町のホームページで見ると、



「住民提案協働事業制度」は、住民等からの提案に基づいて、住民等と行政（町）が連携・協力してまちづくりを進める制度として構築しました。住民等と行政（町）が適切な役割分担のもと、提案事業を実施する「協働のまちづくり」のしくみです。

熊取町協働憲章改訂版に定める「本町の目指す姿」と「協働の理念」を具体化し、「協働のまちづくり」によって地域の課題解決につなげたり、熊取らしい特色あるまちづくりにつなげるものです。この制度は、住民活動を始めようとする『育成期』と、実際に協働事業を企画・提案・実施する『実践期』の2つの構成としています。

行政（町）と一緒に、地域課題の解決に向けた活動を始めたい、地域コミュニティを活性化したい、公益的な活動を地域社会に広めたい、そうした思いを実現するための1つの方法として、「住民提案協働事業制度」をご活用してください。とあります。

また、認知情報では、

永池自治会、長生会、地域の方の理解と協力を得ながら、衛生管理、栄養バランスのとれた献立、安全調理を行う。子どもの孤食が増えるなど深刻な問題となっている中、地域の理解と協力を得て、みんなで一緒になって夕食の場を提供し、子どもの居場所づくりに貢献する。食事を提供することで、子どもや保護者が集まるきっかけを作ることにより、悩みごとなどを気軽に相談でき、お互いに助け合いができるような居心地の良い空間を作る。

と説明されていますが、実態はまさにその実践です。

友だちと来ていた小学3年の女子は「産まれたところからここにきている」と言う、まさに子ども食堂に育てられた子ども。この子たちがボランティアになって、次世代に引きつかる…、これほどこの食堂でも行われている事実。

補助金額は年間75.6万円とされています。先進する明石市の、立ち上がり資金5万円・実施時3万円に比べても遜色ありません。さらに、いずみ市民生協はじめ地域からの食材寄付やイオンのレシート還元などが運営を応援しています。子育て事業に位置付けられている、子ども食堂事業ですが、地域との協働こそがふさわしい行政事業だと、確信しました。中冢氏memo参考に

